

特別養護老人ホームシェステさとの花
(指定短期入所生活介護) 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人マグノリア 2000 が開設する特別養護老人ホームシェステさとの花（以下「施設」という。）が行う指定短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設で指定短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「従業者」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な指定短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その居宅において有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 特別養護老人ホームシェステさとの花
- 二 所在地 群馬県高崎市乗附町208番地

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業に従事する従業者は、特別養護老人ホームの従業者と兼務するものとし、職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名（併設特別養護老人ホームの施設長と兼務）
管理者は、施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- 二 従業者 医師 1名（嘱託）
生活相談員 社会福祉主事 1名（常勤）
看護職員 看護師 3名（常勤）
介護職員 25名
管理栄養士 1名
機能訓練指導員 看護師 1名（常勤、看護職員と兼務）
従業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たる。
- 三 事務職員 1名
事務職員は、必要な事務を行う。

(利用定員)

第5条 利用定員は10名とする。

(短期入所生活介護の内容)

第6条 指定短期入所生活介護の内容は次のとおりとする。

- 一 生活相談（相談援助等）
- 二 機能訓練（日常動作訓練）
- 三 介護サービス
- 四 健康状態の確認
- 五 送迎
- 六 給食サービス
- 七 入浴サービス
- 八 その他利用者に対する便宜の提供

(利用料等)

第7条 利用料金等については、下記のとおりとする。

1) 介護サービス費 ※4人部屋と個室の単価は同額、1単位当たり単価は10,33円

部屋区分	要支援・ 要介護度	基本 単位	夜勤職員 配置加算	合計	自己負担金（単位円／1日当たり）		
					1割	2割	3割
個室・ 多床室	要介護1	603	15	618	639	1,277	1,915
	要介護2	672	15	687	710	1,420	2,129
	要介護3	745	15	760	785	1,570	2,355
	要介護4	815	15	830	858	1,715	2,572
	要介護5	884	15	899	929	1,858	2,786

2) その他実施した場合、加算される介護サービス費

加算名	単位等
サービス提供体制強化加算	(Ⅰ) 22単位／日 (Ⅱ) 18単位／日 (Ⅲ) 6単位／日
看護体制加算	(Ⅰ) 4単位／日 (Ⅱ) 8単位／日
機能訓練体制加算	12単位／日
個別機能訓練加算	56単位／日
介護職員等処遇改善加算	合計単位数×(Ⅰ) 14.0% (Ⅱ) 13.6% (Ⅲ) 11.3% (Ⅳ) 9.0%
療養食加算	8単位／回
認知症専門ケア加算	(Ⅰ) 3単位／日
認知症専門ケア加算	(Ⅱ) 4単位／日
口腔衛生管理体制加算	30単位／月

口腔連携強化加算	50単位／日（1月に1回に限り算定可能）
栄養スクリーニング加算	5単位／回
医師の判断による緊急短期入所	200単位／日（7日を限度）
看取り連携体制加算	64単位／日（死亡日及び死亡日以前30日以下について、7日を限度）
在宅中重度者受入加算	（看護体制加算Ⅰのみ算定している場合）421単位／日 （看護体制加算Ⅱのみ算定している場合）417単位／日 （看護体制加算Ⅰ・Ⅱを算定している場合）413単位／日 （看護体制加算を算定していない場合）425単位／日

○介護保険の給付対象外となるサービス

項目	金額
食費	食費 朝食：500円 昼食：770円 夕食：730円
居住費	60円／日増（2024年8月～）

※食費と滞在費はご契約者の介護保険負担限度額認定証の段階に応じて料金が異なります。

○滞在費及び食費の段階別料金表

部屋区分	段階	滞在費	滞在費 (2024年8月～)	1日あたり 食事負担限度額
多床室	1	0円	0円	300円
	2	370円	430円	600円
	3(1)	370円	430円	1,000円
	3(2)	370円	430円	1,300円
	4	840円	915円	2,000円
従来型 個室	1	320円	380円	300円
	2	420円	480円	600円
	3(1)	820円	880円	1,000円
	3(2)	820円	880円	1,300円
	4	1,350円	1,350円	2,000円

1日あたりの食費負担限度額と、1食毎の1日あたりの合計額、いずれか小さい額で算定します。

3) 理美容サービス 業者の定めによる

4) その他指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められるものについては、その実費。

5) 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）をうけることとする。

6) 送迎 通常の実施地域 片道 184単位

その他の地域 30km以内 片道 3,000円(3,000円－保険給付＝自己負担額)

40km以内 片道 4,000円(4,000円－保険給付＝自己負担額)

※以降 10km 毎に 1,000 円増し

※自己負担額は介護保険の送迎加算適用時の金額

7) 口座振替手数料 150 円

8) 口座振替不能時の事務手数料 2,000 円

(利用料等の口座振替時、ご契約者都合により振替ができなかった場合の手数料実費、事務処理費)

9) 前 8 号のほか日常生活において通常必要となるものであって、入所者に負担させることが適当と認められる便宜の提供

10) 前項第 9 号に規定する便宜の具体的な内容及び前項各号に掲げた事項の具体的な費用については、管理者が別に定める。

(通常の送迎の実施地域)

第 8 条 通常の送迎の実施地域は、高崎市とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第 9 条 利用者は、指定短期入所生活介護の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- 一 健康状態に異常がある場合には、その旨申し出ること。
- 二 機能訓練室を利用する際には、職員の指示に従うこと。
- 三 浴室を利用する際には、職員の指示に従うこと。
- 四 第 11 条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること。

(緊急時における対応方法)

第 10 条 従業者は、短期入所生活介護を提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(身体拘束)

第 11 条 当施設は利用者の処遇に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

2 前項の身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

3 身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業員に周知徹底を図ること。
- 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的
に実施すること。

(虐待防止)

第12条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講
じるものとする。

- 1 施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するととも
に、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 2 施設における虐待の防止のための指針を整備する。
- 3 施設において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施する。
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(非常災害対策)

第13条 従業者は常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする。

- ニ 管理者は、防火管理者を選任する。
- 三 防火管理者は、定期的に消防用設備、救出用設備等を点検するものとする。
- 四 防火管理者は、非常災害に関する具体的計画を立てるとともに、定期的に必要な訓
練を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第14条 施設は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものと
し、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後6ヶ月以内
- ニ 継続研修 年2回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、
従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇
用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人マグノリア 2000
と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成14年2月2日から施行する。

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成19年5月1日から施行する。

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

この規程は、平成23年12月8日から施行する。

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規定は、平成29年4月1日から施行する。

この規定は、令和3年8月1日から施行する。

この規定は、令和6年4月1日から施行する。